

契 約 書

北海道（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、複写機及びその附属品（以下「複写機等」という。）の賃貸借について、次のとおり契約する。

（契約の目的）

第1条 甲は、別紙に掲げる複写機等を賃借し、乙は、これを賃貸する。

2 乙は、前項の複写機等が常に正常な状態で使用できるように、点検及び調整（以下「点検等」という。）を行うとともに、複写機等の使用に必要な一切の消耗品（用紙及びステープル針を除く。以下同じ。）を円滑に供給し、並びに複写機等の適切な操作方法の指導を行うものとする。

（設置場所）

第2条 複写機等の設置場所は、別紙のとおりとする。

2 甲は、前項の設置場所を変更しよう（機構改正等に伴う名称変更のみの場合は除く。）とするときは、書面により乙の承諾を得なければならない。

（契約期間）

第3条 契約期間は、平成30年4月2日から平成35年3月31日までとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

（複写機等の引渡し）

第4条 乙は、平成30年4月2日までに複写機等を完全に使用できる状態にして、甲に引き渡さなければならない。

2 複写機等の引渡しに要する一切の費用は、乙の負担とする。

3 乙は、第1項の引渡期日までに複写機等の引渡しができないときは、その理由を付して甲に引渡期日の延期を申し出なければならない。

（複写機等の点検等）

第5条 乙は、複写機等を、常に正常な状態で使用できるよう担当者を派遣して点検等を行わなければならない。

2 乙は、甲が複写機等の点検等を乙に要求した場合は、直ちに点検等を行わなければならない。

3 乙の点検等は、甲の執務時間内に行うものとする。ただし、甲の都合により急を要する場合で乙の点検等が可能なときは、この限りでない。

（消耗品の供給）

第6条 乙は、複写機等が正常に機能し、複写機等による成果品の正常な品質を維持するために必要な一切の消耗品を供給するものとする。

（賃貸借の単価）

第7条 賃貸借の単価は、別紙に記載している単価に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を加算するものとする。

（賃貸借料の請求及び支払）

第8条 甲は、毎月末日において、複写機のカウンターにより複写枚数を確認するものとする。

2 前項の規定により確認した複写枚数から当該複写枚数の2パーセントに相当する複写枚数（当該枚数に1枚未満の端数があるときは、その端数を切り上げた枚数）を控除した枚数を、当該月における複写機等の使用による複写枚数（以下「使用枚数」という。）とする。

3 乙は、当該月の翌月15日までに、それぞれの複写1枚当たり単価にそれぞれの使用枚数を乗じて得た金額及び基本料金を合計した金額に、当該金額の100分の8に相当する消費税等相当額を加算した賃貸借料（当該賃貸借料に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を請求するものとする。

4 甲は、乙から適法な請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に賃貸借料を支払うものとし、当該賃貸借料は北海道会計管理者勤務の場所において支払うものとする。

（履行遅滞）

第9条 甲は、その責めに帰すべき理由により約定期間に賃貸借料を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき年2.7パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

（善良な管理者の注意義務）

第10条 甲は、乙の複写機等（一切の消耗品を含む。以下同じ。）を、善良な管理者の注意義務をもって管理するものとする。

（危険負担）

第11条 甲の通常の使用により生じた複写機等の故障又は損傷による損害は、乙が負担しなければならない。

2 次の各号のいずれかに起因する複写機等の故障又は損傷による損害は、甲が負担しなければならない。

- (1) 乙の担当者以外の者による分解、修理、加工及び移動
- (2) 甲の故意又は重大な過失

3 火災、天災等不可抗力により生じた複写機等の故障又は損傷による損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 乙がこの契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (3) 乙からこの契約の解除の申出を受けたとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品等の調達契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項に定める場合のほか、必要があるときは、解除しようとする日の1月前までに書面により通知の上、この契約を解除することができる。

第14条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第15条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第15条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。
- (2) 乙が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第15条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 乙が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における乙に対する命令とし、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象

となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、処分取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。

(6) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（不正行為に伴う賠償金）

第15条 乙は、この契約に関して、前条各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として毎月の賃貸借料の合計額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する賠償金のほか、確定していない賃貸借料に係る賠償金については、当該賃貸借料が確定した都度、前項の規定中「毎月の賃貸借料の合計額」とあるのは「毎月の賃貸借料」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 甲は、実際に生じた損害の額が前2項の賠償金の額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

4 第1項及び第3項の規定は、この契約期間の終了後においても適用があるものとする。

5 甲は、乙に支払う賃貸借料と第1項、第2項及び第3項の賠償金をそれぞれ相殺することができる。

（複写機等の返還及び引取り）

第16条 甲は、契約期間の終了又は契約の解除によって、複写機等を乙に返還し、乙は、速やかに、当該複写機等を引き取るものとする。

2 複写機等の引取りに要する一切の費用は、乙の負担とする。

（管轄裁判所）

第17条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（契約に定めのない事項）

第18条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 北 海 道

北海道空知総合振興局長

印

住 所

乙 氏 名

Ⓜ

別紙

複写機及びその附属品、設置場所並びに単価

複写機及びその附属品	設置場所及び台数	請求書送付先	単 価
	空知総合振興局 1台 札幌建設管理部 道路・治水課	空知総合振興局 札幌建設管理部 建設行政課	基本料金 5台分 一式 円 (1月当たりの単価。ただし、この契約の開始又は終了の月の日数が1月の日数に満たない場合は、当該月の日数に応じて、日割計算する。)
	空知総合振興局 1台 札幌建設管理部 岩見沢出張所		複写料金 1枚当たり 円
	空知総合振興局 1台 札幌建設管理部 滝川出張所		
	空知総合振興局 1台 札幌建設管理部 当別出張所		
	空知総合振興局 1台 札幌建設管理部 深川出張所		